

平成 27 年 月 日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市障がい者自立支援協議会
会長 干川 隆

熊本市における放課後等デイサービスに関する提案書

熊本市障がい者自立支援協議会子ども部会は、相談支援事業者をはじめとする熊本市の障がい児保健福祉関係者等が連携し、情報の共有及び協働を図るための方策を協議する場として設置されました。

熊本市では、これまで障がいのある子どもたちへの余暇支援の一環として、放課後児童クラブ（児童育成クラブ）や夏休み障害児家族支援事業（サマーほっとクラブ）など、その時々ニーズに合わせて事業を充実されてきましたが、送迎の問題や、健常児と合同の空間での行動になじめない障がい児への対応など、様々な課題も挙げられてきました。

このような中、児童福祉法に基づく新たな支援制度として、平成 24 年 4 月から「放課後等デイサービス」の提供が開始され、熊本市においても保護者のニーズの高まりに加え、一般企業の参入もあって、現在は 24 事業者 31 事業所（H27.7.31 現在）にまで増えていますが、事業所の増加に伴い、子ども部会においても、利用日数の確保、送迎の際の学校とのトラブル、事業所数の地域格差、支援内容の違いなど、利用者と事業者双方が抱える課題を取り上げることが増えてきました。

平成 27 年 4 月に国において「放課後等デイサービスガイドライン」が定められたところではありますが、子ども部会では、熊本市における放課後等デイサービスの現状と課題を把握し、熊本市の今後の施策に反映できることがあればと考え、利用者（家族）及び事業者にアンケートをとり、ニーズや課題の整理を行いましたので、アンケート結果とともに別紙の通り提案いたします。

【アンケート実施状況】

(事業者アンケートについて)

- 対象事業所 19 事業所（H27.1 時点の指定事業所）
- 回答事業所 15 事業所

(利用者アンケートについて)

事業者アンケートのうち、利用者アンケートに協力可とした事業所を通じて配布。

- 配布対象者 349 人
- 回答者 206 人（回答率 約 59%）

(アンケート結果概要)

今回のアンケート結果を見ると、保護者からは「子どもが安心して過ごす場所ができて助かっている」「本人も喜んで利用している」「親の就労や精神面の負担軽減ができた」「利用料が安いのは大変ありがたい。」とおおむね好評価が得られている一方、

- ①区ごとの事業所の数にばらつきがある。
- ②時間の延長、土日、祝日の利用ができるようにしてほしい。
- ③事業所の職員の支援スキルの差。
- ④利用日数が希望通り確保できない。(利用は早い者勝ちの感が否めない)

また、事業所側の意見としては、

- ①重度心身障害がい児の受け入れは難しい。(職員配置の問題、他の障がい児と一緒に支援が難しい)
- ②経営が厳しい。
- ③事業所不足で新規受け入れが難しい。

などの意見が寄せられています。(アンケート結果を参照下さい)

放課後等デイサービスに関するアンケート調査結果を 踏まえた子ども部会提案書

1 支援に携わる職員の専門性の向上

- 熊本市全体の支援の質の向上を図る観点から、事業所間の情報共有や連携を図る「放課後等デイサービス連絡会議（仮称）」を設置して欲しい。設置にあたっては市からの働きかけをお願いしたい。また、運営の際には、情報提供等の必要な支援に取り組んでいただきたい。
- 事業所の特徴を生かした運営には柔軟性をもたせつつ、障がいへの理解・知識・技術面で、一定の水準を満たす職員が増えるよう、研修の機会を提供していただきたい。

児童の支援にあたる職員の知識・技術については、事業者・利用者ともに課題があると感じている。

アンケートでは、「職員のスキルアップのために県外研修も受けさせたいが、職員体制に余力がないため、職員が学ぶ機会が近場で欲しい」という事業者の意見や、「行政機関主催で療育に関する研修を充実して欲しい」という利用者からの意見が上がっている。

また、国が策定したガイドラインの中でも、設置者・管理者の重要な管理業務のひとつとして、「児童発達支援管理責任者及び従業者の知識・技術の向上への取り組み」が挙げられており、こうした機会の提供を身近な市町村で受けられることが重要であると考えている。

2 必要とする支援を受けることができるための体制整備

(1) 適正な事業所配置の促進と、地域格差の是正

- 保護者のニーズ等を把握したうえで、地域格差が広がらないよう、今後の事業所指定に配慮をお願いしたい。
- 事業者に対し、送迎の実施を促していただきたい。

アンケートでは、熊本市の放課後等デイサービス事業所の数が不足しているという多くの意見があり、利用のための予約を取ることができず、必要なサービスを受けられていない現状がある。さらに地域別に見ると、中央区8カ所、東区7カ所に対し、南区は2カ所（H27.5.31時点）で、やむを得ず市外の事業所を利用している利用者も少なくないという状況であった。

今後、支援の地域格差が広がることがないように、市においては保護者のニ

ーズ等を把握したうえで、今後の事業所指定に配慮をお願いしたい。

また、利用者がやむを得ず生活圏域と離れた事業所を利用することになった場合でも、容易に利用することが可能となるよう、事業所には送迎の実施を促していただきたい。あわせて、送迎時の児童の安全性を確保するため、送迎に関しての基準を示していただくことも必要であると考えている。

(2) 支給決定方法の見直し

○ 23日（最大量）決定という支給決定方法を見直していただきたい。

計画相談の都合上と考えられるが、必要としない場合でも23日で支給決定されている。

支給量が過多であるために、安易に利用回数を増やす利用者が増え、緊急にサービスの利用を求められた時に対応できない（定員に空きがなく受け入れられない）事業所が増加していく可能性がある。

一方で、23日では支給量が不足するという利用者もいるため、本人の支援の必要性に合わせた支給決定方法に戻していただくことを提案する。

また、夏休みなどの長期休暇中と、それ以外の期間は、必要な日数が異なるため、それぞれの期間に分けて支給決定するなどの工夫を行っていただきたい。

(3) 経済的支援について

○ 報酬単価の積み増しを検討いただきたい。

アンケートでは、「特に重症心身障がい児の受入れを行う場合、嘱託医や看護師をはじめ、職員体制を充実させることが求められるが、報酬単価が十分ではなく事業所の負担も重いため、受け入れ難い状況にある。」「他のサービスを併せて提供している場合、定員数が合計した人数で算定されるため、経営的にも厳しい状況にある。」という意見がみられた。

報酬単価が十分でないことで、配置基準ぎりぎりの余裕のない職員数で支援を行うこととなり、送迎に対応できない、職員のスキルアップの機会を得る事ができないという状況におかれる事業所が多い。重度の障がいのある児童を含め、十分な支援体制を整備するには、報酬単価のアップが不可欠であり、国への要望、市独自の加算制度などの検討を行っていただきたい。

(4) 重度の障がいのある児童への対応について

- 医療的ケア（医療行為）が必要な児童や、重症心身障がい児に対応した事業所の増加のために必要な支援をお願いしたい。

アンケートでは、「もっと医療的ケアを行う事業所が増えて欲しい」、「どんな医療的ケアの必要な子どもでも利用できる事業所を早く作って欲しい」「医療的ケアの必要な子の送迎ができる事業所をもっと増やして欲しい」などの意見をいただいたが、熊本市には、重度の障がいのある児童を受け入れている事業所は非常に少ない状況である。

熊本市障がい者プランには、重症心身障がい児・者の支援の充実に関して、“総合的な支援体制の確保”として「医療・保健・福祉サービスを必要とする障がい児・者に、必要とされるサービスが円滑に届く支援の実現を目指す」と掲げられている。

放課後等デイサービスについても、各事業所において重度の障がいのある児童の受け入れが可能となるよう、前項に記載した報酬単価の積み増しをはじめ、必要な施策の検討と実施に努めていただきたい。

3 放課後等デイサービスに期待される役割について

- 本来の制度の趣旨を事業者及び利用者に周知して欲しい。

放課後等デイサービスの基本的役割は、学校や家庭とは異なる環境のなかでの子どもの発達支援や、保護者の子育て支援を行うものとされているが、利用者からは、保護者の就労時間を確保するために預かって欲しいというニーズが少なくない。アンケートでも、土日祝日の預かりや平日の時間延長に関する要望が多く挙げられており、一部の事業所ではそれに対応する動きもみられる。

一方で、「保護者のレスパイトと就労支援に重点がおかれると、子どものノーマライゼーションにとって別な問題が起きてくる。あくまでも、年齢にふさわしい生活時間やスキルの獲得など、子どもたちの発達支援を行う場としての目標を明らかにしたほうがよい」とする事業者の意見や、「託児所代わりに利用している人が、本当に支援が必要な利用者の妨げになっている」「療育をメインとした事業所が少ない」という利用者の意見もある。

提供される支援内容の多様性は認めつつも、事業者及び利用者に制度の基本的な役割が誤解されることのないよう、市は機会を捉えて周知を図っていただきたい。

なお、保護者の就労支援については、放課後等デイサービスとは別な施策（特別支援学校にも児童育成クラブを設置するなど）として検討する必要があるのではないかと考える。

4 事業所の事務負担軽減について

- 報告書や請求事務に追われ、子どもに接する時間が削られる。報告内容などの簡素化を検討していただきたい。

事業運営の課題として、書類作成や連絡など事務仕事の負担が大きいと回答した事業所は、全体の3分の1を占めており、「他事業所とのやり取りに手間がかかる」「制度が複雑なために返戻が多い」「支援記録や保護者への連絡帳記入に十分な時間が確保できない」という意見がある。行政への報告内容などの簡素化を検討いただきたい。

5 教育部門との連携について

- サービスの提供にあたり、学校と各事業所が連携することができるよう、市の障がい福祉部門と教育部門が連携して欲しい。

学校との連携については、「放課後等デイサービスガイドライン」において、「子どもに必要な支援を行う上で、学校との役割分担を明確にし、学校で作成される個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス計画を連携させる等により、学校と連携を積極的に図ることが求められる」とされている。

しかしながら現状では、「小学校との連携が難しい。学校での対応と事業所の対応に差が無いようにしていきたいため、情報交換ができる場が欲しい」（事業者アンケート）、「学校での様子がわからないまま、放課後に児童を迎え入れている」（部会内での事業者の意見）など、学校との連携は十分には図られていない状況である。

児童の支援にあたり、学校と事業所の連携や情報共有が進むように、地域の発達支援ネットワーク会議や相談支援事業所主催の担当者会議などの場に、学校からも積極的に関わっていただくようお願いしたい。

（まとめ）

放課後等デイサービスの提供が開始され、「子どもが安心して過ごす場所ができて助かっている」「本人も喜んで利用している」「親の就労や精神面での負担軽減ができた」など、利用の満足度は非常に高いものとなっています。

また、事業所も着々と増加傾向にあるようですが、全国的にもまだまだ過渡期であり、改善しながら確立していくサービスであると思います。

全国に先駆けて、熊本市において充実した放課後等デイサービス事業が円滑に行えるよう、市行政のスピーディーな対応をお願いしたいと思ひ提案いたします。

今後とも熊本市における障がい児サービスの充実に向け、子ども部会においても検討を重ね、障がい児施策の強化に少しでも寄与できればと考えております。